

助役に野口孝さんが選任されました



野口 助役

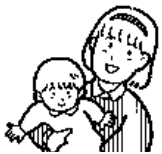
野口孝(のぐち・たかし、51歳、福生市福生在住)が、6月20日の市議会定例会で助役として同意され、7月16日付けで選任されました。任期は4年です。

お知らせ

乳幼児医療費助成制度

市では、一定の所得制限を設け、就学前の乳幼児に係る医療費の一部を助成しています(1歳未満の乳幼児は、所得制限がなく全員が対象。対象となる乳幼児には医療証を交付します。保護者の方は、所得制限額を確認して申請を。)

■10月1日から対象年齢が就学前(6歳に達した最初の年度末)までに拡大されます



①平成7年4月2日以降に生まれた乳幼児

②保護者の所得要件により昨年10月以降本制度を受けていない乳幼児

①②の方で平成12年中の保護者の所得額が別表の所得制限未満の方は、改めて申請してください。現況届(7月下旬に郵送)を出される方は、改めて申請の必要はありません。

▽対象要件 市内に居住する就学前の乳幼児の保護者で別表の所得制限未満の方

▽助成範囲 乳幼児が保険診療を受けたときの自己負担金額

▽助成期間 10月1日～平成14年9月30日

※8月中に申請があった方は、10月1日からの医療証を9月下旬に交付します。

ますので、8月31日までに届け出てください。支給要件の該当者でまだ申請していない方は、子育て支援課(田無庁舎1階、保谷庁舎1階)で申請を。所得制限額 左表のとおり

扶養人数	保護者の加入年金の種類	
	国民年金加入者および未加入者	国民年金以外の年金加入者
0人	3,010,000円	4,600,000円
1人	3,390,000円	4,980,000円
2人	3,770,000円	5,360,000円
3人	4,150,000円	5,740,000円
4人	4,530,000円	6,120,000円
5人以上	1人につき38万円を加算した額	

▽申請に必要なもの ①印鑑 ②健康保険証の写し ③年金加入証明書 ④平成13年度所得税課税証明書(平成13年1月2日以降西東京市に転入した保護者) ⑤⑥について、後日提出可。なお平成13年度の児童手当の申請をされている方は⑤⑥については添付する必要はありません。

▽所得制限額 左表のとおり

■現況届の提出について

現在医療助成を受けている方で医療証をお持ちの方に「現況届」を郵送しますので8月22日までに提出してください。8月末で医療証の有効期間が切れる方は必ず申請を。

◆子育て支援課(田無内線152、保谷内線241)

児童扶養手当・特別児童扶養手当

▽現況届の受け付けは

8月13日から31日まで、現在受給されている方(所得超過による支給停止の方を含む)には、お知らせを郵送し

扶養人数	児童扶養手当			特別児童扶養手当	
	本全部支給	人一部支給	孤児等の養育者・配偶者・扶養義務者	本人	配偶者・扶養義務者
0人	458,000円	1,540,000円	2,360,000円	4,596,000円	6,287,000円
1人	904,000円	1,920,000円	2,740,000円	4,976,000円	6,536,000円
2人	1,326,000円	2,300,000円	3,120,000円	5,356,000円	6,749,000円
3人	1,748,000円	2,680,000円	3,500,000円	5,736,000円	6,962,000円
4人以上	1人増すごとに加算422,000円	1人増すごとに加算		380,000円	
1人につき加算	特定扶養15万円 老人扶養10万円		老人扶養6万円	特定扶養25万円 老人扶養10万円	老人扶養6万円

■児童扶養手当

▽対象 18歳に達した日の属する年度の末日以前(一定の障害にある場合は20歳未満)に次のいずれかの状態にある児童の母または養育者(児童の母または養育者が老齢福祉年金以外の年金を受給できる場合、児童が父に支給される年金の加算の対象になっている場合は除く)

◎父母が離婚した児童 ◎父が死亡または生死不明の児童 ◎父に重度の障害がある児童 ◎父が1年以上拘禁されている児童 ◎父に1年以上遺棄されている児童 ◎婚姻によらないで生まれた児童

(認知した父の扶養がある場合は除く)

▽手当額 1人月額4万2千370円、一部支給制限の方は1人月額2万8千330円。第2子は5千円、第3子以降1人につき3千円の加算

■特別児童扶養手当

▽対象 20歳未満の中・重度の障害(おおむね愛の手帳1～3程度、身体障害者手帳1～3級および4級の一部程度)のある児童を養育している父母または養育者

手帳をお持ちでなくても申請することが出来ます。児童が施設入所している場合、児童の障害を支給事由とする公的年金を受けることができる場合は支給されません。

▽手当額 重度障害児月額5万1千550円、中度障害児月額3万4千330円

◆子育て支援課(田無内線152、保谷内線241)

心身障害者自動車燃料費・タクシー料助成

8月は、燃料費助成・タクシー料助成の申請月です。今回は、保谷地域の対象者と田無地域で7月に新規認定された方が対象になります。

▽申請期間 8月1日～31日

▽持ち物 ◎自動車燃料費助成：身体障害者手帳または愛の手帳、運転免許証、車検証(コピー可)、印鑑 ◎タクシー料助成：身体障害者手帳または愛の手帳、印鑑 ※新規認定申請者は対象者の金融機関の口座番号も必要(所得制限等あり)

田無地域で4月～6月に申請した方は9月まで支払済みですので、給付申請は10月になります。

◆障害福祉課(保谷内線241)

市民会館の施設が利用できる日

左記の期間、男女平等参画推進フォーラム開催のため市民会館の一部の施設が利用できません。あらかじめご了承ください。

◎公会堂・和室：平成14年2月2日(3日午前9時～午後5時) ◎第1・5会議室：平成14年2月3日午前9時～午後5時 ◎市民会館(63・5381)

社会教育関係団体が行う事業への補助金

市内で社会教育・社会体育活動をしている自主団体の事業の経費の一部を補助します。文化系団体・青少年団体を含むと体育系団体の補助金を希望する団体は、8月6日～10日(正午～午後1時を除く)に保谷庁舎4階社会教育課に申請してください。

◆社会教育課(保谷内線272、2715)

排水設備工事責任技術者資格試験

▽日程等が変更? 7月15日号でお知らせした内容に一部変更がありました。▽とき 11月3日午前10時～正午

▽受験申込書等の配布 下水道課で8月21日から

▽受付期間 8月27日～9月28日(消印有効)

※試験会場(拓殖大学)、受験料(6千円)は変更なし ◆下水道課(保谷内線248、2487)

国民年金

年金ポスターコンクール作品を募集

▽応募資格 小学生の部：都

内の学校に通う小学校5・6年生 中学生の部：都内の学校に通う中学生

▽作品のテーマ 国民年金テーマの周知、加入促進を中心に、年金の果たしている役割をイメージするもので「国民年金 または「年金」のいずれかの文字を入れたもの

▽作品のサイズ 画用紙4つ切(36・4センチ×51・5センチ)・水彩で(1人1作品とし、未発表の作品に限る)

▽応募方法 公立・私立学校の児童・生徒は各学校を通じて、国立学校の児童・生徒は事務局に直接応募(裏面に住所・氏名・学校名・学年を明記)

▽締切り 9月4日(消印有効) ◆応募・問合せ 〒163-0808新宿区西新宿2-4-1新宿N・Sビル8階東京社会保険事務局総務部企画課(03・5322・1615)

◆保険年金課(田無内線149、保谷内線213、2138)

老齢福祉年金を受けている方へ

「緑色の手帳」と「現況届」の提出を? 老齢福祉年金を受けている方は、8月17日までに定時届(現況届)を提出してください。

郵便局で、8月支給分の年金を受け取ってから、「緑色の手帳」「定時届」と印鑑をお持ちになって、国民年金係(田無庁舎2階、保谷庁舎1階)へお越しください。

老齢福祉年金が支給停止になっている方は、定時届と印鑑をご持参ください。

※該当者には、書類を郵送します。

◆保険年金課(田無内線149、保谷内線213、2138)

核兵器を廃絶し、平和を願って黙とうを

昭和20年8月、人類史上初めての原子爆弾が、広島、長崎に投下され、多くの命が奪われました。原爆で亡くなられた方々の冥福を祈り、広島・長崎の惨事を二度と繰り返さないために、核兵器を廃絶し、世界の平和を願う式典が毎年行われます。広島では6日午前8時15分、長崎では9日午前11時2分、式典会場の方々と共に、原爆投下時刻にあわせて鳴らされる平和の鐘を合図に、市民の皆さんもご家庭や職場、地域で、1分間の黙とうをお願いします。

非核・平和展 戦争のない21世紀に!

戦争での体験や惨状を次代に伝え、「戦争のない21世紀」を作ってゆ�ために、先月7日に発足した「非核・平和をすすめる西東京市民の会」と共催で、展示会を開催します。

◎田無庁舎会場(2階展示コーナー) ▽とき 8月1日から8日正午まで(土・日曜を除く)

◎こもれびホール会場(エントランスホール) ▽とき 8月9日から13日正午まで(火曜を除く)

◆生活文化課(田無内線140、141)

老人福祉手当の支給額が8月期から変わります

▽対象 ①70歳以上の方：月額2万7千500円 ②65歳以上70歳未満で所得制限内の方：月額2万2千500円 ③65歳以上70歳未満で所得超過の方：1万5千円 ④重度心身障害者手当を受給している方：1万5千円

◆高齢福祉課(保谷内線232、234)

届きましたか「西東京市の介護保険」

西東京市誕生を機会に、新たに介護保険のパンフレット「西東京市の介護保険」を作成し、7月下旬から全戸配布しています。7月中にお手元に届かない場合は、ご連絡ください。また、パンフレットに掲載した事業者の詳しい情報をまとめたガイドブックを介護保険課窓口(田無庁舎1階、保谷保健福祉総合センター1階)で差し上げています。

◆介護保険課(保谷内線232、232)



家屋を取り壊したり増築したときはご連絡を

市では家屋の取り壊しや、増築を把握するため毎年2回(6月・12月)資産税課職員が市内全域の家屋の状況調査を行っています。家屋を取り壊したときは、登記所へ滅失登記をすることになっていますが、滅失登記が遅れる場合、または未登記家屋を取り壊したときは、資産税課へご連絡ください。

◆資産税課家屋係(田無内線134、1345)